

第2回 公害防止法制の基礎

2007年4月20日

担当者：交告尚史

I. 大気汚染

1. 大気汚染防止法の制定(1968)

ばい煙規制法との違い

- ①自動車排ガスについて排出規制限度を設定。
- ②予防的観点に立った地域指定が可能に。
- ③硫黄酸化物に関してK値規制方式を採用。
- ④特別排出基準 ← 公害対策基本法に基づく環境基準

2. 公害国会における大気汚染防止法の改正

- ①調和条項の排除。
- ②条例による上乗せ規制、横出し規制を許容。
- ③直罰制度の導入。

3. 現行法の仕組み

(1)環境基準

- ①根拠 環境基本法 16条
- ②法的性格：東京高判昭62.12.24 環境法判例百選 10事件
- ③環境基準と排出基準の連動関係

(2)ばい煙に関する規制

- ①ばい煙の定義（2条1項）
- ②排出基準

一般排出基準（法3条1項）、特別排出基準（法3条3項）→ 施行規則7条、
上乗せ基準 → 都道府県条例

- ③燃料使用規制（法15条、施行令9条+別表4）

- ④総量規制

(3)粉じんに関する規制（法第2章の3）

- (a)一般粉じんの規制 → 発生施設の規制
- (b)特定粉じんの規制

*特定粉じん：施行令2条の4で石綿（アスベスト）のみ指定

アスベスト規制の充実

- ①特定粉じん発生施設の規制（1989年年より）
- ②オフィスビル、集合住宅等の建築物の解体作業における飛散防止対策（1996年より）
- ③工場プラントなどアスベスト使用工作物を規制対象に追加（2006年より）

※石綿健康被害被害救済法の成立と同時の改正

(4) 有害大気汚染物質に関する規制（第2章の4）

1996年改正。ベンゼンやダイオキシンなど長期毒性を有する物質を有害大気汚染物質として規制。

(5)自動車排出ガスに関する規制

Cf. 東京大気汚染訴訟第1審判決・東京地判平成14年10月29日判時1885号23頁

(6)揮発性有機化合物(VOC)の規制等（第2章の2）

2004年法改正で追加。2006年5月25日までに政令で定める日から施行。

(7)無過失損害賠償責任（25条以下）

(8)大防法以外による規制

II. 水質汚濁

1. 規制の仕組み

(1)規制の対象

工場・事業場からの排水、地下浸透および生活排水

(2)環境基準

健康項目（公共用水域全般）と生活環境項目（水域別）

1997年 地下水の水質汚濁に関する環境基準

(3)排水基準

特定施設 → 特定事業場 → 排水基準

健康項目に係る排水基準・・・特定事業場からの排出水全般

生活環境項目に係る排水基準・・・裾きり

(4) 総量規制

指定水域 →瀬戸内海（瀬戸内法）、東京湾、伊勢湾

指定地域=指定水域に流入する河川などの集水域

規制対象たる項目は COD

(5)義務づけ

排出水の排出の制限（12条）→直罰（31条1項1号）

総量規制基準の遵守義務（12条の2）

特定地下浸透水の浸透の制限（12条の3）

(6)特定施設の設置の届出（5条） *事後変更命令付き届出制

2. 執行の仕組み

常時監視（15条）

立入検査（22条）→立入検査拒否罪（33条4号）

排出者、浸透者の測定・記録義務（14条）

改善命令、排出一時停止命令（13条）

事故時の応急措置および届出の義務（14条の2）

地下水の水質浄化のための措置命令（14条の3）

3. 生活排水対策 ← 1990年法改正

都道府県知事による生活排水対策重点地域の指定 → 啓発、指導

4. そのほかの水質保全対策

瀬戸内法、湖沼法、水道水源法、水質保全事業促進法 + 条例